

障害福祉サービス費等の請求事務に関する留意事項について

市では、請求誤りの削減および適正な給付費支払事務の推進を目的として、下記のとおり留意事項をお知らせします。

事業所の皆様におかれましては、適正な請求事務の実施にご協力をお願いいたします。

1 審査手数料について

事業所の皆様が毎月、和歌山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ電送している請求情報については、

- ・ 「障害介護給付費等審査支払手数料」
- ・ 「障害児給付費審査支払手数料」

として、公費を原資に、明細書1件当たり約200円の審査手数料が国保連へ支払われています。

請求情報に誤りがあった場合、返戻や過誤申立てにより再請求が必要となり、本来1回で済む審査が2回実施されることとなります。その結果、追加の審査手数料が発生します。

参考(令和6年度実績)

- ・ 過誤申立件数: 4, 326件
- ・ 概算審査手数料:
 $200円 \times 4, 326件 = 865, 200円$

請求誤りの削減は、公費負担の軽減にもつながります。

請求事務における主な留意事項

2 基本報酬および加算区分の確認

事業所全体に係る基本報酬や各種加算(処遇改善加算等)の区分を誤って請求すると、利用者全体に影響が及び、返戻や過誤による再請求が多数発生することになります。

- 新規指定時
- 更新時
- 年度当初

などに市へ届け出た【体制状況一覧表】の内容を必ず確認してください。
不明な点がある場合は、市へお問い合わせのうえ、適正な区分で請求を行ってください。

3 受給者証の内容確認

以下の情報に誤りがあると、返戻や過誤が発生します。

- 支給決定期間
- 支給決定量
- 障害支援区分
- 利用者負担上限額
- 上限管理事業所
- 支給決定サービス 等

請求事務を行う際は、必ず最新の受給者証を確認してください。

4 実績記録票の適正な作成

実績記録票について、入力誤り等による以下のエラーが多数発生しています。

- 他事業所との利用日の重複
- 他事業所との利用時間の重複

支援記録等を十分確認のうえ、誤りのないよう作成してください。

(短期入所事業所の皆様へ)

日中に他の障害福祉サービス等を利用している日については、実績記録票の「サービス提供の状況」欄に「他サービス併給」の記載が必要です。

記載漏れにより、他事業所との重複エラーが発生する事例が見受けられます。利用日の他サービス利用状況を正確に把握し、適切に記載してください。
